

特殊車両通行許可申請書(新規・継続) (正)

令和 年 月 日

通行開始日	令和 年 月 日
通行終了日	令和 年 月 日

郵便番号 ー  
住所

車種区分	
車両番号等	車名及び形式
他 台	
他 台	

会社名・氏名  
代表者名  
担当者名  
連絡先  
事業区分

積 載 貨 物	幅	高さ	長さ
	品名		

軸種数	
-----	--

車両 緒元	総重量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	最小回転半径(cm)	最大輪荷重(kg)

通行区分	通行経路数
------	-------

更新または変更経緯					
申請内容	年月日	許可番号	車両台数	通行経路数	変更事由
新規時					
前回					

特殊車両通行許可証

通行許可  
区分

東港道特車第 号  
令和 年 月 日

上記のとおり許可する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可書の 有効期間	自: 年 月 日
	至: 年 月 日

臨港道路管理者  
東京都東京港管理事務所長

受付印

課長	課長代理	担当者

--

[1] 許可証(以下、本証という。)の取り扱い上の注意事項。

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備付けなければならない。
2. 本証は本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証及び付属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、港湾道路管理者から措置命令を受けた場合は、それに従わなければならない。
5. 本証及び付属書類に記載されている事項中車両緒元、通行経路等に変更があった場合には、港湾道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、東京都港湾管理条例に基づき懲役または罰金の刑に処せられることがある。

[2] 審査請求及び処分の取消しの訴えの教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

特殊車両通行許可申請書(新規・継続)

副

令和 年 月 日

通行開始日	令和 年 月 日
通行終了日	令和 年 月 日

郵便番号 ー  
住所

車種区分	
車両番号等	車名及び形式
他 台	
他 台	

会社名・氏名

代表者名

担当者名  
連絡先

事業区分

積 載 貨 物	幅	高さ	長さ
	品名		

軸種数	
-----	--

車両 緒元	総重量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	最小回転半径(cm)	最大輪荷重(kg)

通行区分	通行経路数
------	-------

更新または変更経緯

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	通行経路数	変更事由
新規時					
前回					

特殊車両通行許可証

通行許可  
区分

東港道特車第 号  
令和 年 月 日

上記のとおり許可する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可書の 有効期間	自: 年 月 日	至: 年 月 日
--------------	----------	----------

臨港道路管理者  
東京都東京港管理事務所長

[1] 許可証(以下、本証という。)の取り扱い上の注意事項。

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備付けなければならない。
2. 本証は本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証及び付属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、港湾道路管理者から措置命令を受けた場合は、それに従わなければならない。
5. 本証及び付属書類に記載されている事項中車両緒元、通行経路等に変更があった場合には、港湾道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、東京都港湾管理条例に基づき懲役または罰金の刑に処せられることがある。

[2] 審査請求及び処分取消しの訴えの教示

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます(当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)